



家事法研究会

【代表幹事】

木之瀬 幹夫 (47期) Kinose Mikio

岡村 英郎 (54期) Okamura Hideo

1 概略

当研究会は、2017年2月に、東京家庭裁判所で家事調停委員に就いている委員が中心となって立ち上げました。

当研究会はその設立経緯や組織の柔軟さを活かして、家庭裁判所で活躍された元裁判官、元調査官、現職ないし元家事調停委員等にもご参加いただき、各自の専門領域などについての解説、意見交換を行う活動を中心としています。

2 近時の活動

当研究会の主な活動としては、メンバーによる事例報告や法改正の動向等をテーマとして開催される研究会のほか、年1回開催される定例研修があります。

① 研究会

研究会のテーマの選定は、報告担当者の裁量に委ねられています。

近時は、面会交流や遺産分割など、取り扱っている事件での悩みを契機としたテーマが提案されることが多いっています。

ア 面会交流

面会交流調停事件においては、東京家庭裁判所における「新しい運営モデル」の利用が始まっています。子の利益を最優先に、ニュートラル・フラットな立場で、円環的検討・調整を重ねるというのですが、「高葛藤」の事案では円満な解決や面会交流の実施が困難なケースが少なくありません。

研究会で報告されたものの中には、未就学児を監護する同居親が、別居親に面会交流支援団体の支援を受ける形での面会交流は認めるものの、これでは面会交流の時間や対象者が限定されることから、別居親が面会交流支援団体の支援を受けない形での面会交流を求める事案がありました。

子と別居親との関係に問題はなく、子の利益という観点から考えると、なるべく柔軟な面会交流を認めるのが良いのではないかとも考えられるものの、全く面会交流が実施できていないわけでもないという状況下において、同居親・別居親それぞれの理解を得る調停の在り方・工夫例を議論しました。

イ その他

上記以外に近時取り扱ったテーマは次のとおりです。

- ・同性婚制度（諸外国における立法動向を踏まえ）

- ・財産分与におけるローンの清算
- ・離婚後の親権
- ・親権者変更の事例紹介
- ・子の引渡しの強制執行の実情
- ・子のある夫婦の離婚に見る家裁の紛争解決機能とその限界
- ・遺留分侵害額請求と権利の濫用
- ・療養監護型の特別の寄与の立証
- ・争族防止
- ・認知症リスク対策から見た事業承継
- ・調停委員から見た手続代理人の活動

② 定例研修

年1回の定例研修では、外部講師を招聘して、複眼的な視点からテーマを選ぶようにしています。家事事件に対する関心の高さから、毎回100名近い参加があり、65期以降の若手会員の参加が多い傾向があります。近時の定例研修の内容は以下の通りです。

ア 「終活支援」の実際

公証人、弁護士それぞれの視点から見た「終活支援」をテーマとした定例研修では、公証人の講師から、遺言以外にも、任意後見、尊厳死宣言、死後事務委任、民事信託等、公正証書を作成することが「終活支援」に繋がること、その際に公証人が心掛けていること等の実務の状況の報告がなされ、弁護士の講師からは、見守り契約、財産管理契約、任意後見契約、事前指示書・尊厳死宣言公正証書、死後事務委任契約、信託契約、遺言といった類型ごとに、依頼者のニーズの把握と契約締結の進め方等を含め、弁護士による「終活支援」の実務や留意点が報告されました。

イ 子の利益再考

家庭裁判所の裁判官を長く務められた弁護士による、家事事件における「子の利益」をテーマとした定例研修では、紛争が二極化する実情や裁判

所側の判断の枠組みのみならず、法制度や審理の構造から生じる問題点、紛争を激化させないための提案などについても検討がなされました。

③ 今後の目標

当研究会では『新版調停委員必携（家事）』等の出版や改訂にも関与しており、研究会での研究の成果をまとめて、出版などにつなげる機会を作りたいと考えています。



家事法研究会

定例会	毎月1回(18:00~20:00) ※原則として第三火曜日
連絡先	代表幹事 岡村英郎 TEL: 03-3436-0502 FAX: 03-3436-1440 Mail: hideo.okamura@io-law.com
年会費	不要
入会方法	代表幹事(岡村)まで連絡